

## (制動灯)

**第319条** 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の10第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

- 一 制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照明光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上であり、かつ、その機能が正常である制動灯は、この基準に適合するものとする。
  - 二 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。
  - 三 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
  - 四 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の特定小型原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。
  - 五 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の10第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
- 一 制動灯は、主制動装置（特定小型原動機付自転車と付随車とを連結した場合においては、当該特定小型原動機付自転車又は付随車の主制動装置をいう。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の特定小型原動機付自転車又は付随車を減速するための装置をいう。）を操作している場合のみ点灯する構造であること。
  - 二 制動灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。
  - 三 後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられていること。
  - 四 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。

五 制動灯は、前項に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項に掲げた性能のうち同項第4号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないよう取り付けられなければならない。この場合において、制動灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、特定小型原動機付自転車の構造上、同項第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるよう取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- 3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた特定小型原動機付自転車に備えられた制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。